

インド愛知デスク ニュース

◆◇インド移転価格文書の作成・申告◇◆

2018年11月6日

2016-17年度から、新しい移転価格関連の申告・届出制度が運用されていますが、フォーマットが複数あり、また誰が何をいつまでに対応しなければならないのかが、分かりにくくなっています。

今回は、移転価格文書に関連する必要なコンプライアンスについて整理いたします。

申告様式	マスターファイル			国別報告書			ローカルファイル
	Form3CEAA		Form3CEAB	Form3CEAC	Form3CEAD	Form3CEAE	(所定フォームなし)
内容	(Part A) 申告企業および親企業の概要情報	(Part B) マスターファイル情報(組織構造、事業説明、無形資産、金融活動、財務・納税状況)	インド居住構成企業が複数ある場合の、Form3CEAA申告会社の情報の届出	代理報告企業の通告、親企業の情報の届出	国別報告書情報(国際グループの所得・納税の配分と事業概況、国別子会社の概況)	インド居住構成企業が複数ある場合の、Form3CEADを申告する指定されたインド居住会社の届出	所有構造の説明、グループのプロフィール、事業・産業の説明、国際取引の内容・条件、インド企業の機能・リスク・資産の説明、経済・市場分析、予算等、独立企業間価格算定の詳細など
電子申告期限	11月30日		10月31日	Form3CEADの期限の2ヶ月前	親企業決算日から12ヶ月以内	(期日の規定なし)	(11月30日までにForm3CEBが入手できるよう作成)
申告者	インド居住構成企業			インド居住構成企業	インド居住の親企業/代理報告企業/指定されたインド居住構成企業	インド居住構成企業	(インド居住構成企業が作成・保管、税務当局から要請があった際に提示)
申告義務金額基準	金額基準なし	①親企業の直前会計年度の連結グループ収入が50億ルピー超かつ ②5億ルピー超の国際取引 または 1億ルピー超の無形資産取引		国際グループの直前会計年度の連結グループ収入が550億ルピー超			年間国際関連者取引が1,000万ルピー超
ペナルティ	500,000ルピー		(なし)	(なし)	(※1)	(なし)	(※2)

※1 不正確な情報の提出：500,000ルピー

未申告：遅延1日につき、5,000ルピー(1ヶ月以内)/15,000ルピー(1ヶ月超)。通達後の未申告は50,000ルピー。

関連の質問に30日以内に答えない：遅延1日につき、5,000ルピー(罰金命令後) / 50,000ルピー(罰金命令執行日後)

※2 所得の隠匿や不適切な事項：対象税額の100%~300%

移転価格文書・情報の未整備

記載すべき取引の未記載

不適切な文書化・情報

：対象取引金額の最大2%

OECDの「BEPS行動13」に基づく3つの移転価格文書の整備が2016-17年度から導入されており、2017-18年度の対応で2回目となります。ただし、2016-17年度は導入初年度であったことから、申告・届出期限が例外的な形で定められており、今回の2017-18年度の申告・届出期限に前回と違うところがあるということには、注意が必要です。

以下、在インドの日系企業に主に関係する文書について、ポイントを解説します。

インドで従前求められてきた移転価格文書は、ローカルファイルとして整理されます。会社売上規模に関係なく、国際関連者間取引が年間1,000万ルピー超である場合には、整備が法的義務となっています。未整備にはペナルティの規定もあります。なお、ローカルファイルは当局への申告の必要はありませんが、当局の求めに応じて提示する必要があります。

マスターファイルについて、インドでは関連する申告書フォーマットが2つ用意されています（Form3CEAAと3CEAB）。

「Form3CEAA」は「Part A」と「Part B」に分かれており、それぞれ申告義務の基準が異なります。「Part A」は申告会社とその親企業の概要情報の申告で、国際グループに属するインド構成企業は、売上金額や取引金額に関係なく、申告する必要があります。「Part B」はマスターファイルとして申告する情報です。親企業の直前会計年度の連結グループ収入が50億ルピー超の場合で、かつ、インド構成企業との国際関連者間取引が5億ルピー超または無形資産取引が1億ルピー超の場合に、申告が必要です。「Part B」の内容は、基本的には「BEPS行動13」に示される項目を踏襲していますが、一部インド独自の規定や修正点があります。従って、日本の親会社で用意した英語のマスターファイルはそのまま使えず、一部インド用にカスタマイズを行う必要があります。また、「Part B」の適用基準金額（親企業の連結グループ収入50億ルピー、約80億円）は、「BEPS行動13」の基準金額（7.5億ユーロ）やそれを基にした日本の基準金額（1,000億円）を大きく下回るものです。従って、「日本の親会社にはマスターファイル作成義務はないのに、インドの子会社には作成義務がある」といった事態も考えられます。

「Form3CEAB」は、インド国内に同じ国際グループに属するインド構成企業が複数ある場合に、「Form3CEAA」を提出する構成企業を届け出るものです。従って、マスターファイル対応は、インド国内の構成企業のいずれか1社が国際グループを代表して行えばよいということになります。

次に、国別報告書です。こちらは、基本的には国際グループ親企業がインド居住の場合に対応するものですので、在印日系企業には関係ない場合が多いといえます。ただし、国際グループの直前会計年度の連結グループ収入が550億ルピー（約880億円）超の場合には、「Form3CEAC」で親企業の情報を届け出る必要があります。

最後に、会計士証明「Form3CEB」について、国際関連者間取引がある場合は、金額の多寡にかかわらず、勅許会計士から「Form3CEB」を入手し、所得税申告に先駆けて電子申告

することが必要です。「Form3CEB」は移転価格に関する必要な情報や文書が整備されていることを証明するものです。従って、上記の文書化の規定にかかわらず、「Form3CEB」の入手が必要である以上は、一定の情報・文書を整備する必要があることにご注意ください。

執筆者情報

花輪 大資（はなわ だいすけ）

※2018年度インド愛知デスク・インド側協力者

公認会計士(日本)

2013年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向、ジャパンデスクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。インド国内12都市13事務所、3,000名超の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◇

インド愛知デスク ニュース （2018年11月6日）

■発行元

2018年度インド愛知デスク運営業務受託者： 松田綜合法律事務所

（担当：弁護士 久保達弘）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル7階

TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com